

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

一般会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	54,098,263,394
2 歳 出	総 額	49,496,114,461
3 歳 入 歳 出	差 引 額	4,602,148,933
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	543,844,044
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	543,844,044
5 実 質 収 支	額	4,058,304,889
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		2,100,000,000

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

国民健康保険特別会計（事業勘定）

（単位：円）

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	9, 0 6 0, 2 7 2, 2 2 6
2 歳 出	総 額	9, 0 5 1, 2 4 2, 4 6 9
3 歳 入 歳 出	差 引 額	9, 0 2 9, 7 5 7
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	9, 0 2 9, 7 5 7
6 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		4, 5 1 4, 8 7 9

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

国民健康保険特別会計（直診勘定）

（単位：円）

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	378,222,769
2 歳 出	総 額	358,655,074
3 歳 入 歳 出	差 引 額	19,567,695
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	19,567,695
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

財産区特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	21,040,692
2 歳 出	総 額	17,284,812
3 歳 入 歳 出	差 引 額	3,755,880
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	3,755,880
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

中小企業従業員退職金共済事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	82,727,443
2 歳 出	総 額	82,727,443
3 歳 入 歳 出	差 引 額	0
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	0
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

公設地方卸売市場事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	69,933,352
2 歳	出 総 額	64,233,352
3 歳	入 歳 出 差 引 額	5,700,000
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	4,700,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	4,700,000
5 実 質 収 支 額		1,000,000
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

介護保険事業特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	7, 4 5 9, 2 1 1, 0 8 4
2 歳 出	総 額	7, 3 4 4, 2 6 5, 2 9 2
3 歳 入 歳 出	差 引 額	1 1 4, 9 4 5, 7 9 2
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	1 1 4, 9 4 5, 7 9 2
6 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0

令和 4 年度 関市 実質収支に関する調書

後期高齢者医療特別会計

(単位：円)

区 分		金 額
1 歳 入	総 額	1, 3 5 2, 9 3 5, 1 8 0
2 歳 出	総 額	1, 3 2 3, 4 2 7, 5 1 9
3 歳 入 歳 出	差 引 額	2 9, 5 0 7, 6 6 1
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実 質 収 支	額	2 9, 5 0 7, 6 6 1
6 実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定 に よ る 基 金 繰 入 額		0